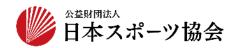
総合型地域スポーツクラブにおける 男女共同参画に関する調査報告書

令和 4 年 2 月 28 日 令和 3 年度総合型地域スポーツクラブ全国協議会 男女共同参画部会



目次	
I. はじめに	2
1. 取組概要	3
2. 体制	4
3. 調査の前提	5
Ⅱ. 調査内容	7
1. 都道府県協議会に対する意識調査	7
1) アンケート調査	7
(1)調査概要	7
(2)調査結果(参考資料1参照)	8
2) ヒアリング調査	9
(1)調査概要	9
(2) 調査結果(参考資料 2 参照)	10
2. 男女共同参画に関する先行事例調査	13
1)調査概要	13
2) 調査結果(参考資料 3 参照)	13
(1)総合型クラブ	14
(2)都道府県協議会	14
(3)市区町村行政	15
(4)都道府県行政	16
(5)民間企業	16
3. 男女共同参画に関する文献調査	17
1)調査概要	17
2) 調査結果(参考資料 4 参照)	17
Ⅲ . まとめ	19
1. 現状と今後の取組	19
1)現状	19
2) 今後の取組	20
3) まとめ	22
IV. おわりに	23
資料編	
参考資料 1 男女共同参画に関する意識調査 アンケート調査結果	
参考資料 2 男女共同参画に関するヒアリング調査結果	
参考資料 3 男女共同参画に関する先行事例調査結果	
参考資料 4 総合型地域スポーツクラブに関する文献調査結果報告	

I. はじめに

2015年9月の国連総会において、2030年までの国際目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が示された。SDGs では 17 の目標を定め、その一つにジェンダー平等の達成1が掲げられ、世界全体として、性別に関わらず全ての人が平等であることを目指している。

日本においては、1999年6月に「男女共同参画社会基本法(以下「基本法」という。)」が施行され、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(基本法2第2条)の実現を緊要な課題としている。また、基本法に基づき策定された「第5次男女共同参画基本計画~すべての女性が輝く令和の社会~~3」では、地域における男女共同参画の推進について、「誰もが身近にある地域社会を、活力があり、持続可能なものとするためには、性別に関わらず誰もが地域活動や地域づくりに参画することが必要である。」と言及している。

しかしながら、世界経済フォーラムが 2021 年 3 月に公表した「各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数 (GGI)」では、日本は 156 か国中 120 位であった。「男女共同参画社会」の実現を緊要な課題としながらも、実現には至っていない。

日本のスポーツ界においては、2019年6月策定の「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体(NF)向け>」にて、女性理事の目標割合(40%以上)を定め、女性の視点や考え方をより積極的に取り入れていくことが求められている。

総合型地域スポーツクラブ(以下、全般を指す場合は「総合型クラブ」、個別の団体を指す場合は「クラブ」という。)においても、生涯にわたってスポーツに親しめる環境を全国の身近な地域に整えるとともに、「住民主体」によって運営されることから、女性の視点や考え方を運営に取り入れることが求められる。

総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「SC 全国ネットワーク」という。)では、クラブの活動が、多種多様な「公益」に関する内容を確保するためには、女性の視点をクラブ運営に反映していくことが重要であるとし、総合型地域スポーツクラブ育成プラン 20184(以下「育成プラン 2018」という。)に基づき、「男女共同参画部会」を設置した。

男女共同参画部会では、SC 全国ネットワーク代表委員の女性割合を 3 割以上を目指すとともに、「女性トップアスリート」や「女性起業家」等の異業種との交流促進につながるイベントの開催や、ネットワーク構築の支援を行い、女性のリーダーや運営スタッフの育成にむけた取組を行い、総合型クラブにおける男女共同参画を実現することを目標としている。

令和3年度は、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「都道府県協議会」という。)における男女共同参画に対する意識調査を中心に取り組み、令和4年度以降の取組に向けた基礎情報として本報告書を取りまとめた。

具体的な取組は令和 4 年度以降となるが、本報告書が総合型クラブにおける男女共同参画に向けた理解促進のきっかけにつながればと考えている。

¹目標 5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

² 平成 11 年法律第 78 号

 $^{^3}$ 令和 2 年 12 月 25 日閣議決定。男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和 12 年度末までの「基本認識」並びに令和 7 年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるもの。

^{4「}日本スポーツ協会スポーツ推進方策 2018」に基づいた総合型クラブ育成に係るアクションプラン。

Ⅱ. 令和3年度男女共同参画部会の取組概要、体制

1. 取組概要

本部会では、総合型クラブの運営における男女共同参画の実現に向けて、令和 3 年度から令和 7 年度までの取組スケジュールを表 1 のとおりとし、令和 3 年度は下記 1)から 3)の取組を実施した。

1) 都道府県協議会に対する意識調査

都道府県協議会における男女共同参画に向けた体制整備の現状把握として意識調査を実施。

2) 男女共同参画に関する先行事例調査

ジェンダー平等を目指した組織運営とスタッフの育成の先行事例の調査を実施。

3) 男女共同参画に関する文献調査

ジェンダー平等を目指した組織運営とスタッフの育成の先行事例の文献調査を実施。

表1. 男女共同参画部会の取組スケジュール

取組内容		取組年度			
		R4	R5	R6	R7
(1)都道府県協議会における男女共同参画に向けた体制整備					
①現状把握					
②啓発事業の実施					
(2)ジェンダー平等を目指した組織運営とスタッフの育成					
①先行事例の調査・研究	\rightarrow				
②啓発事業の実施					
(3)取組の検証・評価					

(参考)総合型地域スポーツクラブ育成プラン2018より抜粋

- ○2021 年度(令和3年)までにSC 全国ネットワーク内に女性部会(現:男女共同参画部会)を設置し、設置後10年までの間に各都道府県代表委員の3割以上が女性となるよう必要な取組を行う。
- ○「女性トップアスリート」や「女性起業家」、「女性の活躍促進を図っている企業関係者」等 の異業種との交流促進につながるようなイベントの開催や、ネットワーク構築の支援等を行 い、女性のリーダーや運営スタッフを育成する。

2. 体制

令和3年度は、以下のメンバーで実施した。

<男女共同参画部会 部会員一覧>

役職	氏名	所属
部会長	関口 昌和	よろずや広島北
部会員	鈴木 美智代	NPO 法人前沢いきいきスポーツクラブ
部会員	与那覇 秀勲	公益財団法人兵庫県体育協会
部会員	山田 瞳	公益財団法人愛知県スポーツ協会
部会員	杉野 裕一	株式会社キッズカンパニー
部会員	宮嶋泰子	一般社団法人カルティベータ
部会員	山口 理恵子	城西大学
部会員	吉田 智彦	公益財団法人笹川スポーツ財団

※所属は令和4年2月報告時点

3. 調査の前提

調査に際して前提とした総合型クラブをめぐる状況及び国における「男女共同参画社会」 実現に向けた取組は次のとおりである。

1)総合型クラブについて

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブである。

(出典:スポーツ庁 HP から一部改変)

令和2年7月1日時点で3,594 クラブが育成されている。

2)総合型クラブの全国組織・都道府県組織

総合型クラブの全国組織としては、平成 21 年に日本体育協会(現:日本スポーツ協会)の組織内組織として総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「SC 全国ネットワーク」という。)が設立されている。なお、平成 23 年までに 47 都道府県に総合型クラブ連絡協議会が設立され、全ての都道府県協議会が SC 全国ネットワークに加入している。都道府県協議会に加入したクラブは、自動的に SC 全国ネットワークへ加入することとなり、令和 3 年 10 月時点で、2.690 クラブが加入している。

3) 日本における男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている(男女共同参画社会基本法第2条)。

4) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け(NF) >

スポーツにおいても女性の社会参画・活躍を促進し、女性の視点や考え方をより積極的に取り入れていくことが求められている。令和元年 6 月 10 日に策定された「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体(NF)向け>」では、NFにおいて適正なガバナンスを図る上で、運営体制について次のように示している。

「原則2 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。」

- (1) 組織の役員1及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること
- ① 外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること
- ② 評議員会を置く NF においては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定する とともに、その達成に向けた具体的方策を講じること

(出典:スポーツ庁 HPより抜粋)

5)参考情報

総合型クラブにおいて男女共同参画の推進を検討するにあたり、参考とした情報は以下 の通りである

- ① 持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組
 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_pamphlet.pdf
 (外務省)
- ② 「男女共同参画社会」って何だろう?
 https://www.gender.go.jp/about_danjo/society/index.html
 (内閣府男女共同参画局)
- ③ 男女共同参画社会基本法
 https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html
 (内閣府男女共同参画局)
- ④ 第 5 次男女共同参画基本計画~すべての女性が輝く令和の社会~~ https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html (令和 2 年 12 月内閣府男女共同参画局)
- ⑤ Global Gender Gap Report 2021
 https://www.weforum.org/reports/global-gender-gap-report-2021
 (2021 年 3 月世界経済フォーラム)
- ⑥ スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け> https://www.mext.go.jp/sports/content/1420887 1.pdf (令和元年 6 月スポーツ庁)
- ⑦ 令和2年度 総合型地域スポーツクラブ育成状況

 https://www.mext.go.jp/sports/content/20210409 spt kensport01 000013940 01 1.
 pdf

(令和2年7月スポーツ庁)

Ⅱ. 調査内容

令和3年度は、都道府県協議会における男女共同参画に向けた体制整備のための現状把握、及びジェンダー平等を目指した組織運営とスタッフの育成に向けた先行事例の調査・研究を行うこととし、1. 都道府県協議会に対する意識調査、2. 男女共同参画に関する先行事例調査及び、3. 男女共同参画に関する文献調査を実施した。

1. 都道府県協議会に対する意識調査

1)アンケート調査

都道府県協議会を対象に、男女共同参画に関するアンケート調査を実施した。

(1)調査概要

【対象】都道府県協議会

【期間】令和3年9月27日(月)~11月5日(金)

【方法】オンラインフォーム (forms) を用いて実施

【内容】○都道府県協議会における実態調査

○都道府県協議会における意識調査

○女性の役員登用及び活用に関する調査

○その他

【結果】47都道府県協議会から回答

(2) 調査結果(参考資料1参照)

主な結果は、以下の通りとなった。

内容

- ① SC 全国ネットワークにおける女性の代表委員は、全体の <u>8.5% (4 県)</u>であった。また、 都道府県協議会における女性の代表者 (会長、理事長等) は、全体の <u>12.8% (6 県)</u>で あった。
- ② 女性が SC 全国ネットワーク代表委員あるいは都道府県協議会の代表者(会長、理事長等)を務めることで、都道府県協議会で実施する会議や事業に、「悪い影響がある」と考える都道府県は無かった。
- ③ 都道府県協議会において、女性が SC 全国ネットワーク代表委員を務めるために必要な 取組として、「協議会役員の意識改革」が 15 県で最も多かった。
- ④ 都道府県協議会において、女性が都道府県協議会の代表者(会長、理事長等)を務める ために必要な取組として、「協議会役員の意識改革」が17 県で最も多かった。
- ⑤ SC 全国ネットワークにおいて、今後男女共同参画を推進していくために、まず取り組むべきこととして、「役員の選出方法を変える」ことが 42.6% (20 県) で最も多かった。
- ⑥ 都道府県協議会において、規程や方針、中長期目標の中で女性役員の登用・活用に関して、「規定として定めていない」が80.9%(38県)で最も多かった。
- ⑦ 女性役員の登用・活用を促進する組織又は委員会や企画部会等の会議体が、協議会内に 設置されているのは全体の 6.4% (3 県) であった。
- ⑧ 女性役員の登用の数値目標について、「具体的に定めている」協議会は、4.3%(2 県)であった。(内、1 県は達成期日も定めていた。)
- ⑨ 協議会において、女性の登用・活用のために、「今後取り組むべきこと」あるいは「今後取り組もうと考えていること」として最も多かったのは、ともに、「女性の登用・活用について、指針や方策等で明示し、戦略の一つとして打ち立てる」ことで18県であった。

2) ヒアリング調査

1) アンケート調査の結果を基に、男女共同参画部会にて選定した都道府県協議会を対象に、男女共同参画に関する現状や考え方について、ヒアリング調査を実施した。

(1)調査概要

【対象】アンケート調査の結果より選定した都道府県協議会 計 11 団体

【実施者】男女共同参画部会部会員2名

【期日】令和3年12月16日(木)及び17日(金)

【方法】オンラインでの座談会形式にて実施

【内容】男女共同参画に関するアンケート調査の結果に基づく追加調査

ヒアリング① 女性が代表委員を務めることで、都道府県協議会で実施する会議や事業にど のような影響があるか。

ヒアリング② 男女共同参画を促進することで、都道府県協議会にとってどのような効果が あるか。

ヒアリング③ 今後、女性が代表委員を務めるために、どのような取組が必要か。

ヒアリング④ 女性の役員登用・活用のために、今後どのような取り組みが考えられるか。

ヒアリング⑤ SC 全国ネットワークにおいて、今後男女共同参画を推進していくために、 都道府県協議会や各クラブへどのような働きかけが必要か。

<調査実施一覧>

実施日	都道府県名	協議会名	実施者 (敬称略)
【第1回】	千葉県	千葉県総合型地域スポーツクラブ 連絡協議会	宮嶋 泰子
R3.12/16 (木)	愛知県	SC ネットワークあいち	
10:00~12:00	香川県	香川県総合型地域スポーツクラブ 連絡協議会	與那覇 秀勲
	東京都	SC 東京ネットワーク	
【答《园】	岐阜県	ぎふ清流の国 SC ネットワーク	
【第2回】 R3.12/16 (木)	兵庫県	「スポーツクラブ21ひょうご」 全県連絡協議会	宮嶋 泰子 山口 理恵子
13:00~15:00	宮崎県	宮崎県総合型地域スポーツクラブ 連絡協議会	
Latte a Fil	山形県	山形県総合型地域スポーツクラブ 連絡協議会	
【第3回】	三重県	SC みえネットワーク	宮嶋 泰子
R3.12/17 (金) 10:00~12:00	岡山県	総合型地域スポーツクラブ岡山協 議会	山田 瞳
	大分県	SC おおいたネットワーク	

※都道府県協議会からは、原則男女1名ずつ出席

(2) 調査結果(参考資料2参照)

それぞれの質問に対するヒアリング調査結果は、以下の通りとなった。

■ヒアリング①

女性が代表委員を務めることで、都道府県協議会で実施する会議や事業に、どのような影響があるか。

ヒアリング①結果

良い影響がある、悪い影響がある、男性が代表委員の場合と変わらないと考える意見として以下のとおり挙げられた。

<ヒアリング①結果一覧>

分類	意見
a.良い影響がある	○都道府県協議会が活性化する
	○視野が広がり、新しいアイディアがでる
	○他の女性が発言しやすくなる
	o和やかな雰囲気になる
	○末端(多くの人)まで情報共有が行われる
	○男性よりも細かいところまで目が行き届く
b.悪い影響がある	○代表委員の性別で相手の態度が変わることがある
c.男性が代表委員の場合と	○個人の資質や経験値による
変わらない	○役員間の協力体制ができていれば性別は問題ない

■ヒアリング②

男女共同参画を促進することで、都道府県協議会にとってどのような効果があるか。

ヒアリング②結果

良い影響がある、悪い影響がある、男性が代表委員の場合と変わらないと考える意見として以下のとおり挙げられた。

<ヒアリング②結果一覧>

分類	意見
a.良い影響がある	○女性は情報量が豊富
	○男性と異なる視点で意見が出る
	○新しいこと、面白いことを始める団体の代表は女性が多
	V
b.悪い影響がある	○女性だと厳しい意見を抑えられない心配がある
c.男性が代表委員の場合と	○性別に関わらず会議の場で意見が反映される環境がで
変わらない	きている

■ヒアリング③

今後、女性が代表委員を務めるために、どのような取組が必要か。

ヒアリング③結果

主な取り組みとして、<u>会議への出席者や開催形式に関する取組、研修会等に関する取組、</u> 制度等に関する取組、意識改革に関する取組が挙げられた。

<ヒアリング③結果一覧>

具体的取組
○女性が理事会や会議に出席する
○女性が出席するよう条件をつける(男女各1名出席等)
oオンライン会議等の定着
○女性の公認アシスタントマネジャー資格・公認クラブマネ
ジャー資格取得の促進
○「女性の資質向上」につながる研修会の実施
○女性役員割合の目標値の設定
○役員選出方法の見直し
○「男性が代表委員をやらされている」ケースもある
○男性が代表、女性が事務局という意識を変えていく
○家事・育児が落ち着いたときに参加しやすい環境をつくる

■ヒアリング④

女性の役員登用・活用のために、今後どのような取り組みが考えられるか。

ヒアリング結果

主な取組として、<u>会議への出席者や開催形式に関する取組、研修会等に関する取組、制度等に関する取組</u>が挙げられた。

<ヒアリング④結果一覧>

分類	具体的取組
a.会議への出席者や開催形	○女性が理事会や会議に出席する
式に関する取組	○女性が出席するよう条件をつける(男女各1名出席等)
	○オンライン会議等の定着
b.研修会等に関する取組	○女性が活躍している事例や都道府県協議会のトップを務
	めている事例を紹介する
	○女性自身に気づきを得てもらう機会を設ける
c.制度等に関する取組	○役員選出方法の見直し
d.その他	○男女共同参画に関する内容を総会等で議題とする
	○地方は女性の社会進出が少ない
	○女性は責任ある立場に立つことを嫌がる

■ヒアリング⑤

SC 全国ネットワークにおいて、今後男女共同参画を推進していくために、都道府県協議会や各クラブへどのような働きかけが必要か。

ヒアリング⑤結果

主な取り組みとして、選出方法に関する検討が挙げられた。

<ヒアリング⑤結果一覧>

具体的取組
○クオータ制の導入
○輪番制の導入
○男女共同参画に関する内容を総会等で議題とする
○都道府県内で女性が情報交換できる場を設ける
(

2. 男女共同参画に関する先行事例調査

本調査では、ジェンダー平等を目指した組織運営とスタッフの育成に向けた先行事例を収集するため、総合型クラブ、都道府県協議会、市区町村行政等を対象に、事例調査を実施した。 調査概要及び調査結果については、次の通りである。

1)調査概要

【対象】総合型クラブ、都道府県協議会、市区町村行政等

【方法】ホームページなどの公開データから男女共同参画に関する情報を収集

【期間】令和3年9月~12月

【内容】取組経緯、推進計画、取組内容、取組効果、取組課題や展望

2) 調査結果(参考資料3参照)

- (1) 総合型クラブ 2件
- (2) 都道府県協議会 2件
- (3) 市区町村行政 2件
- (4) 都道府県行政
- (5) 民間企業

(1)総合型クラブ

総合型クラブにおいては、男女共同参画に関する推進計画を策定している事例や数値 目標を定めている事例は確認できなかったが、役員やスタッフにおける女性割合が高い クラブの事例を2クラブ確認できた。

<調査結果一覧>

クラブ名	特定非営利活動法人前沢いきいきス ポーツクラブ	楽々クラブ矢巾
取組経緯	発足時より女性中心で活動	設立時から、女性主体で進めていく意
		向があった。
男女共同参	なし	なし
画に関する		
推進計画		
取組内容	特になし	女性の推進委員を配置して設立。
取組効果	特になし	会長・副会長は女性
		クラブマネジャーを含むスタッフは
		全員女性
取組課題や	男女共同参画に関する取組を意図し	特になし
展望	て実施していなかったが、今後は意識	
	して取り組む。	

(2) 都道府県協議会

都道府県協議会においては、女性の役員登用を目指した事例を2協議会確認できた。

<調査結果一覧>

~ 啊 且 和 不	見~	
都道府県協	SC ネットワークあいち	「スポーツクラブひょうご」全県連絡
議会名		協議会
取組経緯	平成27年より協議会加盟クラブの女	平成 30 年 12 月「ひょうご女性スポ
	性スタッフ間の情報交換会として「女	ーツの会」設立を受け、女性スポーツ
	子会」を実施。	に関する内部組織を設置。
	平成 29 年役員改選時に、女性役員の	令和元年9月協議会の規約を改訂し、
	登用の提案があった。	令和2年4月より始動。
男女共同参	なし	あり(平成 30 年 12 月~)
画に関する		目標:市町連絡協議会から各1名(神
推進計画		戸地区からは各区1名)の女性委員
		49 名を選出する
取組内容	協議会加盟クラブの女性スタッフ間	加盟および女性スポーツに関する内
	の情報交換会として「女子会」を実施	部組織として「女性委員会」を設置※
取組効果	・平成 29 年役員改選時以降、役員 10	・女性役員の登用を促進することで
	名中女性が4名就任している。	女性の声を聞く機会が増え、意見の
	・運営委員会の雰囲気が柔らかくな	幅が広がった。
	り、新たな企画が考案される等の良	・県協議会の役員が女性役員の登用
	い変化が生まれた。	といった課題の認識を深めた。
取組課題や	女性を組織のトップとするために	県協議会内においては、女性役員の
展望	は、男性側の理解は欠かせないと考え	登用の必要性に関して否定的な意見
	られる。今後も女性役員を定着させる	が上がっており、役員研修の機会など
	ということであれば、規約等に女性役	を通じて、女性役員の登用に対する理
	員の割合を記載するなど、組織として	解を求める必要がある。
	意識的に女性役員を一定数定着させ	
	る取組が重要である。	

※兵庫県では、兵庫県内のスポーツ団体が加盟する「ひょうご女性スポーツの会」を設置。女性を主たるターゲットとして様々な取組を進める中で、女性特有の課題に対する理解の促進や、女性ならではの視点でスポーツをとらえることで、これまでにはない新たな取組の創出が期待される。

令和3年度の取組として、競技別大会、幹事会、研修会、座談会を実施予定。(令和3年11月時点)

(3) 市区町村行政

市区町村行政においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律5(以下、「女性活躍推進法」)」に基づき、当該市区町村における推進計画を策定し取り組む事例を2市確認できた。

<調査結果一覧>

市区町村名	愛知県大府市6	A県B市
取組経緯	・平成7年「大府女性行動プラン」を 策定 ※社会情勢に対応して改訂 ・平成27年9月施行「女性活躍推進 法」に基づき、下記を策定 ・「おおぶ男女共同参画プラン5」(平	 ・「第1次B市男女共同参画行動計画」施行(平成19年~平成28年度) ・平成27年「女性活躍推進法」、「第4次男女共同参画基本計画」に基づき、平成29年~令和8年度「第2次B
	成 28 年〜平成 32 年度) ・「おおぶ男女共同参画プラン 6」(令 和 3 年〜令和 12 年度)	市男女共同参画行動計画」を策定
男女共同参 画に関する 推進計画	あり(平成28年3月~) 目標:(令和2年度まで) ・男性職員の妻の出産に伴う特別休	あり(平成 19年3月~) 目標: 「男女共同参画社会」という用語の周
	 ・男性職員の育児参加休暇取得率を80%にする。 ・課長級以上の女性管理職の割合を15%以上にする。 ・女性職員の育児休業取得率を毎年度100%にする。 	知度を含め9項目の数値目標を設定
取組内容	1.女性職員に対する研修等による能力開発及びキャリア支援、幅広い分野の職務を経験できる職員配置や職務分担 2.育児休業等を取得した職員に円滑な職場復帰の支援を実施、男女共に育児休業等を取得しやすい環境を整備 3.事務の簡素合理化の推進、超過勤務	1.人権尊重への意識啓発・幼少期からの理解の促進 2.家庭での学習機会の充実・子育てに関わる相談体制の充実 3.DV や虐待防止への啓発・相談体制の充実 4.ひとり親家庭や障がいのある人への自立支援 5.母子・老人保健の推進による健康支

⁵ 平成28年4月1日より施行。働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表を事業主(国や地方公共団体、民間企業等※)に義務付ける。 ※常用労働者301人以上企業等。法改正により令和4年4月1日以降は101人以上に拡大。

15

⁶ 参考(大府市 HP) <u>https://www.city.obu.aichi.jp/shisei/shisaku/danjyokyodo/index.html</u>

	の縮減のための意識啓発	援
		6.各種団体や地域の諸活動における男
		女参画の促進・女性登用の促進
		7.男女参画による防災体制の充実
		8.職場における均等な雇用機会や待遇
		改善、女性活躍の促進
		9.子育て支援サービス・介護サービス
		活用の促進
取組効果	令和2年度	女性市議の誕生等取り組みによるも
	・育児休業取得率 100%	のか判定しづらいものもあるが、女性
	・妻の出産休暇取得率 91.7%	防災士となる方の増加や職場内の女性
	・育児参加休暇取得率 95.8%	管理職への登用、市内創業者の女性割
	・課長級以上の女性管理職 15.6%	合の増加等、多少ではあるが一定の効
	※令和3年度は16.9%	果は得られたと考える。
取組課題や	・固定的性別役割分担意識が根強く	・固定的な性別役割分担意識や性差に
展望	残っていることが判明しており、こ	関する偏見を解消していくには地道
	の点が男女共同参画社会の実現を	な取り組みが必要である。
	阻害する要因となっている。	・地域、職場等への啓発に加え、家庭
	・性別に関わりなく、一人ひとりが個	内での意識づくりが特に重要であ
	性と能力を発揮するために、性的少	る。
	数者の方々の人権尊重も含め、ひき	
	続き意識啓発を続けることが重要。	
	・性別による固定的な職業観に縛ら	
	れることなく、自分らしい将来像を	
	持てるようにする必要がある。	

(4) 都道府県行政

都道府県行政においては、市区町村行政同様「女性活躍推進法」に基づき策定した推進計画の実施により、女性管理職の増加や意識改革だけでなく、職場環境の改善に繋がった事例を内閣府男女共同参画局が作成した事例集より4県(宮城県、山形県、京都府、福岡県)確認できた。

(「女性の活躍加速のための取組好事例集~推進計画に基づく取組好事例編・特定事業主 行動計画に基づく取組好事例編~」(平成30年3月、内閣府男女共同参画局)を参照。)

(5) 民間企業

民間企業においても、市区町村行政、都道府県行政同様、「女性活躍推進法」に基づき 策定した推進計画の実施により、社内外に女性活躍を推進する企業として PR できた他、 就職希望者の増加や離職率の低下、優秀な人材の確保に繋がった事例が、厚生労働省が 作成した事例集から 10 件確認できた。

(「女性活躍推進の取組好事例集」(平成29年、厚生労働省)を参照。)

3. 男女共同参画に関する文献調査

本調査では、ジェンダー平等を目指した組織運営とスタッフの育成に向けた先行事例を収集するため、男女共同参画等に関する論文等を対象として、文献調査を実施した。調査概要及び調査結果については、次の通りである。

1)調査概要

【期間】令和3年9月~1月

【方法】(1)学術文献: CiNii⁷において、論文タイトルに「総合型地域スポーツクラブ」が含まれる文献の調査

- (2)男女共同参画白書8:平成13年度~令和3年度の調査
- (3)「Sport Japan⁹」の総合型クラブに関する記事の調査 平成 24 年から現在 (Vol.1~Vol.56) まで
- (4)その他文献の調査(「みんなのスポーツ10」)

2)調査結果(参考資料4参照)

(1) 学術文献

CiNii で検索した結果、タイトルに「総合型地域スポーツクラブ」を含む論文は 584 件見つかった。しかしながら、「男女共同参画」「ジェンダー」「女性活躍」のワードを含む総合型地域スポーツクラブに関する学術文献がほぼ皆無であった。

研究者の中に、女性役員・リーダーの少なさや、女性の運動阻害要因等が課題として 認識されていない可能性がある。

<総合型地域スポーツクラブが含まれる文献 584 件中下記キーワードで検索した結果>

キーワード	件数	備考
男女共同参画	0	
女性活躍	0	
ジェンダー平等	0	
女性	2	2件とも実態把握のための調査研究で
		「男女比」を検討したのみ

(2) 男女共同参画白書

「男女共同参画白書」の内容を調査した結果、「総合型地域スポーツクラブ」の文言の記載は平成13年版から確認できた。しかし令和3年版には、前年まで「スポーツ分野における男女共同参画の推進」に含まれていた総合型地域スポーツクラブ」の文言を確認することができなかった。

⁷ 国立情報学研究所が運営するデータベース

⁸ 男女共同参画基本法に基づき作成している年次報告書

⁹ 公益財団法人日本スポーツ協会が発行する情報誌

¹⁰ 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合が発行する機関紙

(3) 「Sport Japan」の総合型クラブに関する記事

「Sport Japan」において、「男女共同参画」の言葉は確認できなかった。「女性」に特化した記事は確認できたが、「子どもや地域のために働く女性」や「ママ」といった表記が多く、性役割分業を前提とする女性のあり方や「子育て世代」に着目した記事がほとんどであった。

(4) その他文献の調査

「みんなのスポーツ」においては、女性のスポーツ実施率向上や、子育て世代をターゲットにした取組をしている1クラブの事例を確認できた。しかし、「女性」に特化した取組ではあっても、性役割分業を前提とする女性のあり方や「子育て世代」を強調する内容では、「男女共同参画」の視点を重視した取組とは言い難い事例も多い。

「男女共同参画」の視点とは、「女性だから」、「男性だから」と性別によって役割を固定化するのではなく、一人ひとりが能力を発揮できることを目指す考え方である。ここで紹介されている事例であれば、子育ての担い手が女性に特化されてしまう理由を分析し、解決を検討することが男女共同参画の視点である。したがって、総合型クラブに直接関わる人のみならず、総合型クラブの事例を紹介する記者においても、伝統的な性役割分業意識にとらわれない男女共同参画の視点が必要であるといえるだろう。

Ⅲ. まとめ

1. 現状と今後の取組

令和 3 年度の調査を通して明らかとなった、総合型クラブにおける男女共同参画に関する 現状と考えられる今後の取組は以下の通りある。

1) 現状

II. 調査で示したとおり、SC 全国ネットワーク代表委員の女性割合は 8.5%、都道府県協議会代表者の女性割合は 12.8%であり、育成プラン 2018 で示している、SC 全国ネットワーク代表委員の女性割合目標の 30%に届いていない。

SC 全国ネットワーク役員は、都道府県協議会から選出されていることから、SC 全国ネットワーク代表委員の女性割合を向上させるためには、都道府県協議会役員の女性割合を向上させることが必要である。

都道府県協議会へのアンケート調査では、役員に女性を登用することについて、「悪い影響がある」と考える都道府県は無いものの、女性役員の登用・活用に関する取組状況では、「規約として定めている」が 0 県、「方針や中期目標として掲げている」が 2 県、「会議等で話題には上がっている」が 7 県であり、具体的な取組がなされている都道府県は少なかった。

都道府県協議会においては、女性同士のネットワークを作ることで女性が活躍しやすい環境を整えたり、女性委員会を設置したりするなど、女性活躍に向けた取組が始まっているが、全国的に十分に取組が行われているとは言い難い状況である。

都道府県協議会へのヒアリング調査では、男女共同参画の実現に向けた取組の推進について、総論では賛成であるものの、女性が会議へ出席する機会の創出や、研修会、制度等に係る様々な取組の必要性が言及された。

また、文献調査の結果より、「男女共同参画」「ジェンダー」「女性活躍」のワードを含む総合型地域スポーツクラブに関する学術文献がほぼ皆無であったことに加え、事例記事では性役割分業を前提とする女性のあり方や「子育て世代」を対象とした取組が散見されたものの、「男女共同参画」というワードは皆無であることが明らかとなった。これらのことから、総合型クラブに関わるあらゆる分野の人々(研究者、クラブ運営者、取組を紹介する記者など)の間では、総合型クラブを男女共同参画の視点から検討・検証することが重視されてこなかったと言える。

2014年の日本創成会議¹¹人口減少問題検討分科会提言「ストップ少子化・地方元気戦略」でも指摘されたように、地域の人口減少の要因には若年女性の流出という課題があり、そのことは地域の男女共同参画に大きく関わる問題でもある。

以上のことから、今後は、SC 全国ネットワークとして、都道府県協議会やクラブに対して、男女共同参画の視点の重要性を啓発していくとともに、それぞれの地域課題を男女共同参画の視点から検証することを推進することで、総合型クラブの新たな取組を奨励していくことが求められる。

^{11 2011} 年 5 月に発足した民間の会議体。日本のエネルギー問題や人口問題等について、政策提言を行っている。

2) 今後の取組

SC 全国ネットワーク、都道府県協議会、総合型クラブが、今後総合型クラブにおける男女共同参画に向けた取組を促進するために、以下の取組が考えられる。

①SC 全国ネットワークにおける取組

SC 全国ネットワークにおいては、以下の取組について検討する。なお、取り組みにあたっては、日本スポーツ協会女性スポーツ委員会と連携し、効果的・効率的な取組を検討する。

a.研修会の実施

SC 全国ネットワークにおいては、都道府県協議会役員や総合型クラブ関係者を対象とし、女性活躍の推進を目的とした研修会や、女性のネットワーク構築を目的とした情報 交換会(女子会)の開催を検討する。

b.会議における議題の設定

SC 全国ネットワークや都道府県協議会役員の意識改革につながるよう SC 全国ネットワーク総会等の議題として検討する。

c.会議等における男女の出席

SC全国ネットワークの総会において、都道府県協議会から男女1名ずつの参加とし、 男女同数による会議を行うなど、女性が発言しやすい環境を整備することを検討する。 その際、オンライン会議を積極的に導入する等、性別に関わらずあらゆる人々が会議に 出席しやすい環境づくりも併せて検討する。

d.制度の検討

SC 全国ネットワークの役員である代表委員を都道府県から選出するにあたり、一定数の女性を含ませること(クオータ制)や、代表委員が固定化されない仕組みを検討する。

e.男女共同参画に関する情報の提供

当協会が発行する公式メールマガジンや、当協会情報誌「Sport Japan」にて、「男女共同参画」に関する情報の掲載を検討する。また、固定的な性役割分業や性差に関する偏見の解消、固定観念や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を生じさせない取組に関する情報発信を行う。

②都道府県協議会における取組

都道府県協議会においては、以下の取組について検討する。

a.研修会の実施

クラブを対象に、女性活躍の推進を目的とした研修会や女性のネットワーク構築を目

的とした情報交換会(女子会)の開催を検討する。また、都道府県協議会役員となるクラブの代表者は、性別に関わらず適切な人物が選出されるよう、男女双方の意識改革につながる研修会を検討する。

b.会議における議題の設定

都道府県協議会役員やクラブの意識改革につながるよう都道府県協議会会議等の議 題として検討する。

c.会議等における女性の出席

都道府県協議会の総会おいて、クラブから男女1名ずつの参加とし、男女同数による会議を行うなど、女性が発言しやすい環境を整備することを検討する。また、その際、オンライン会議を積極的に導入する等、性別に関わらず会議に出席しやすい環境づくりも併せて検討する。

d.制度の検討

都道府県協議会の役員をクラブから選出するにあたり、一定数の女性を含ませること (クオータ制) や、役員が固定化されない仕組みを検討する。

e.役員間の協力体制の強化

都道府県の代表委員または役員間で協力し合える体制を構築し、性別に関わらず都道府県協議会の業務とプライベートを両立できる環境を整備する。

③総合型クラブにおける取組

総合型クラブにおいては、以下の取組について検討する。

a.研修会への参加

SC 全国ネットワークや都道府県協議会が実施する研修会へ参加し、男女共同参画に関する知識を習得する。

b.会議等への出席

SC 全国ネットワークや都道府県協議会の会議等に出席できる機会があれば、性別にかかわらず積極的に出席する。

なお、クラブ内の会議においても、あらゆる状況にある人でも参加できるようにオン ライン等を有効に活用し、プライベートとの両立を誰もが図れる工夫が期待される。

3) まとめ

世界・日本・スポーツ界の男女共同参画に向けた動向

現在、世界全体として女性の活躍はもちろん、性別に関わらずすべての人が平等である ことを目指している。

日本においては、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(基本法第2条)である男女共同参画社会の実現を緊要な課題としている。

日本のスポーツ界においては、「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体 (NF) 向け>」にて、女性理事の目標割合 (40%以上) を定め、女性の視点や考え方をより積極的に取り入れていくことが求められている。

世界はもちろん、日本そしてスポーツ界において、男女が平等で対等に活躍できる社会の実現が求められる時代である。公益的な取組を行う総合型クラブの全国組織である SC 全国ネットワークとしては、総合型クラブにおいても、男女が平等で対等に活躍し、多様な意見を反映した組織運営を目指していくことが求められる。

総合型クラブにおける男女共同参画の現状

本調査にて、SC 全国ネットワークの役員である代表委員の女性割合は 8.5%、都道府県協議会代表者(会長、理事長等)の女性割合は 12.8%であり、育成プラン 2018 で示している女性役員割合目標の 30%に届いていない現状が明らかとなった。また、都道府県協議会においては、男女共同参画に向けた取組は、総論では賛成であるものの、具体的に取組を進められていないことが分かった。

男女共同参画を実現することで期待される効果

市区町村行政、都道府県行政、民間企業における事例調査からは、男女共同参画に関する推進計画を策定し、具体的な取組を実施しているところでは、職場環境が改善された事例や、就職希望者数の増加や離職率の低下に繋がったという事例が確認された。このことから、総合型クラブにおいても男女共同参画を推進することで、クラブの活動基盤・活動環境の充実につながることが期待できる。

男女共同参画に向けた課題と今後の取組

総合型クラブにおける男女共同参画の実現は、総合型クラブ単体で取り組んで達成できるものではなく、SC 全国ネットワーク、都道府県協議会、及びクラブがそれぞれで男女共同参画の実現に向けた取組に加え、関係機関・団体への理解と協力を強く求めていく必要がある。

SC 全国ネットワークでは、男女が平等に総合型クラブ事業に携わり、総合型クラブの意思決定の場に男性・女性双方の意見が反映されるような仕組みづくりを行うとともに、引き続き「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」という基本理念の実現に向け、「総合型地域スポーツクラブ育成の基本方針」に沿って、我が国における総合型クラブが永続的に充実した活動を行っていくための環境整備に取り組んでいく。

IV. おわりに

総合型クラブは、地域スポーツ環境の整備とともに、行政と連携したスポーツによる地域課題の解決に向けた取組も期待されており、そのためにも総合型クラブの質的充実が求められている。(第2期スポーツ基本計画〈平成29年3月文部科学省〉)

総合型クラブの質的充実に向けては様々な取組が考えられるが、その際、総合型クラブの特徴の一つである「地域住民による主体的な運営」に鑑みた際に、多くの地域住民の声が反映される組織運営がなされることが求められる。

今回の調査結果では、男女という視点で見た際に、SC 全国ネットワークや都道府県協議会は、男性に偏った組織運営であり、女性の声が組織運営に十分反映されているとは言い難く、改善していく必要があることが明らかとなった。報告書に記載された取組を通して総合型クラブにおける男女共同参画の実現を目指していくことが今後求められる。

なお、総合型クラブにおける男女共同参画の実現は、総合型クラブの取組、スポーツ界の取組だけで解決するものではなく、性役割分業や家父長制の意識を変えていくとともに、アンコンシャス・バイアスをなくすことなど社会全体としての取組も重要である。

総合型クラブ関係者は、社会全体としての取組も念頭に置きつつ、地域スポーツから「社会を変えていく」ことを目指し、男女共同参画の実現に向けて取り組むことで、総合型クラブの社会的地位の向上にもつながるのではないだろうか。

また、今回は男女共同参画に焦点を絞ったが、将来的には、ジェンダー平等、ダイバーシティ&インクルージョンの取組へとつなげていくことが必要である。

都道府県協議会、協議会加入のクラブ、また関係機関・関係団体においては、世界・日本・スポーツ界の男女共同参画に向けた動向を把握いただくとともに、引き続き、SC全国ネットワークにおける男女共同参画の実現をはじめとした、各種取組への一層の理解とご協力をお願いしたい。